

# 控 訴 状

令和6年1月10日

東京高等裁判所 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

控訴人ら訴訟代理人弁護士

高 田

剛



同

鄭

一

志



同

河

村

尚



同

我

妻

崇

明



同

以

元

洋

輔



同

山

城

在

生

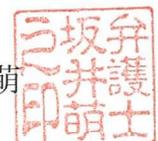


同

坂

井

萌



同

丸

山

浩

祐



## 国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 9471万5243円

貼用印紙額 45万7500円

上記当事者間の東京地方裁判所令和3年(ワ)第23302号国家賠償請求事件について、令和5年12月27日に言い渡された判決は一部不服であるから、控訴人は控訴する。

### 原判決主文の表示

- 1 被告国は、原告会社に対し、被告都と連帯して、1億4951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告都は、原告会社に対し、1億5187万8438円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員(ただし、1億4951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して)を支払え。
- 3 被告国は、原告大川原に対し、被告都と連帯して、115万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 被告都は、原告大川原に対し、137万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員(ただし、115万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して)を支払え。
- 5 被告国は、原告島田に対し、被告都と連帯して、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

- 6 被告都は、原告島田に対し、440万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。
- 7 被告国は、原告■■■■■に対し、被告都と連帯して、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 8 被告都は、原告■■■■■に対し、218万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。
- 9 被告国は、原告■■■■■及び原告■■■■■に対し、被告都と連帯して、それぞれ103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 10 被告都は、原告■■■■■及び原告■■■■■に対し、それぞれ109万1740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。
- 11 原告らの被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 12 訴訟費用はこれを10分し、その3を被告らの負担とし、その余を原告らの負担とする。

#### 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人国は、控訴人大川原化工機株式会社（以下、「控訴人会社」という。）に対し、被控訴人東京都（以下、「被控訴人国」という。）と連帯して、2億29

9 3 万 2 3 9 1 円及びこのうち1 億 6 6 8 2 万 7 6 2 4 円に対する令和3 年9 月2 9 日から、2 2 0 0 万円に対する令和3 年1 0 月1 日から、4 1 1 0 万 4 7 6 7 円に対する令和4 年4 月2 9 日からそれぞれ支払済みまで年3 分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人Aは、控訴人会社に対し、2 億 3 2 2 9 万 3 6 8 0 円及びこのうち1 億 6 9 1 8 万 8 9 1 3 円に対する令和3 年9 月2 9 日から、2 2 0 0 万円に対する令和3 年1 0 月1 日から、4 1 1 0 万 4 7 6 7 円に対する令和4 年4 月2 9 日からそれぞれ支払済みまで年3 分の割合による金員（ただし、2 億 2 9 9 3 万 2 3 9 1 円及びこのうち1 億 6 6 8 2 万 7 6 2 4 円に対する令和3 年9 月2 9 日から、2 2 0 0 万円に対する令和3 年1 0 月1 日から、4 1 1 0 万 4 7 6 7 円に対する令和4 年4 月2 9 日からそれぞれ支払済みまで年3 分の割合による金員の限度で被控訴人Bと連帯して）を支払え。

4 被控訴人Bは、控訴人大川原正明（以下、「控訴人大川原」という。）に対し、被控訴人Aと連帯して、4 4 5 万 5 0 0 0 円及びこれに対する令和3 年9 月2 9 日から支払済みまで年3 分の割合による金員を支払え。

5 被控訴人Aは、控訴人大川原に対し、4 6 7 万 5 0 0 0 円及びこれに対する令和3 年9 月2 9 日から支払済みまで年3 分の割合による金員（ただし、4 4 5 万 5 0 0 0 円及びこれに対する令和3 年9 月2 9 日から支払済みまで年3 分の割合による金員の限度で被控訴人Bと連帯して）を支払え。

6 被控訴人Bは、控訴人島田順司（以下、「控訴人島田」という。）に対し、被控訴人Aと連帯して、6 9 3 万円及びこれに対する令和3 年9 月2 9 日から支払済みまで年3 分の割合による金員を支払え。

7 被控訴人Aは、控訴人島田に対し、7 7 0 万円及びこれに対する令和3 年9 月2 9 日から支払済みまで年3 分の割合による金員（ただし、6 9 3 万円及びこれに対する令和3 年9 月2 9 日から支払済みまで年3 分の割合による金員の限度で被控訴人Bと連帯して）を支払え。

8 被控訴人Bは、控訴人相嶋■■■■（以下、「控訴人■■■■」という。）に対し、

被控訴人と連帯して、592万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

9 被控訴人等は、控訴人■■■■■に対し、603万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、592万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被控訴人等と連帯して）を支払え。

10 被控訴人等は、控訴人相嶋■■■■■（以下、「控訴人■■■■■」という。）及び控訴人相嶋■■■■■（以下、「控訴人■■■■■」という。）に対し、被控訴人等と連帯して、それぞれ296万1740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

11 被控訴人等は、控訴人■■■■■及び控訴人■■■■■に対し、それぞれ301万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、296万1740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被控訴人等と連帯して）を支払え。

12 訴訟費用は第1、第2審とも被控訴人らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

#### 控訴の理由

追って控訴理由書で主張する。

#### 添付書類

控訴状副本	2通
資格証明書	1通
訴訟委任状	6通

以上

別紙 当事者目録

〒 2 2 4 - 0 0 5 3

横浜市都筑区池辺町 3 8 4 7 番地

控訴人 大川原化工機株式会社

上記代表者代表取締役 大川原正明

[Redacted]

[Redacted]

控訴人 大川原正明

[Redacted]

[Redacted]

控訴人 島田順司

[Redacted]

[Redacted]

控訴人 相嶋 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

控訴人 相嶋 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

控訴人 相嶋 [Redacted]

〒 1 0 0 - 0 0 0 4

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー19階

和田倉門法律事務所（送達場所）

電話 03-6212-8100

FAX 03-6212-8118

控訴人ら訴訟代理人弁護士 高田 剛

同 鄭 一志

同 河村 尚

同 我妻崇明

同 以元洋輔

同 山城在生

同 坂井 萌

同 丸山浩祐

〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人 国

上記代表者法務大臣 小泉龍司

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被控訴人 東京都

上記代表者知事 小池百合子

以上